

第121回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

会社の体制および方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制および運用状況
- (2) 会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.showa-sangyo.co.jp>) に掲載することにより株主各位に提供しております。

昭和産業株式会社

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社の内部統制システムについては、以下のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、課題を抽出し、改善を行っております。

I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、かつ、財務報告の信頼性を確保するために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの整備・運用と会社による全体としてのコンプライアンスの体制の確立に努めるとともに、その内容を定期的に見直す。

また、監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決裁後の稟議書等の重要な意思決定の記録については、「文書管理規程」および「稟議規程」等の社内規程に基づき、作成、保存および管理する。各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、昭和産業グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際には、「危機管理規程」等に基づき対応する。

また、反社会的勢力に対しては、その要求には絶対応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等に基づく職務権限・意思決定のルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、経営に重要な影響を及ぼす事項については、効率的な経営判断が行えるように、以下のとおり手順を定めて実施する。

- ① 経営会議を定期的開催し、重要な事項の実施につき協議する。
- ② 投資検討委員会により、多額の投資を伴う案件について、経営会議の事前審査を実施する。

V. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「昭和産業グループ CSR行動規範」を定め、その周知徹底を図ることにより、コンプライアンス、企業倫理の徹底、品質の向上等に努める。さらに、内部統制システムが全社員に徹底されるよう、専任組織により、コンプライアンス、経営方針等に関する教育を行う。

「昭和産業グループ 内部通報規程」により、コンプライアンス違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見、是正および通報者の保護を図る。

重大なコンプライアンス違反、社内規程違反または社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会および監査等委員会に報告する。

VI. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、社内規程を整備し、各役職者の権限および責任を明確化する。また、適切な人材を確保・活用すること、および適切な情報システムを整備することで、業務の適正を確保する。

子会社の経営、投資、資金調達、コンプライアンス、組織、重大なリスクに関する事項等、子会社の取締役等が当社に報告すべき事項を定め、職務の執行の効率的な実施、および業務の適正を確保する。また、グループ経営戦略の企画立案等を行う専任部署を設け、子会社の業務支援等を行う。

業務監査部は、昭和産業グループの企業活動が、経営目標達成のために、適法適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況、および内部統制の整備・運用の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示、改善状況の確認を行い、その状況は、取締役会および監査等委員会に適宜報告する。取締役会は、その報告を受けて適切に対処する。

VII. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。

業務監査部に所属する使用人は、監査等委員会が求めたときは、監査等委員会の職務の補助を行う。また、「組織規程」に、監査等委員会の補助業務を遂行中の業務監査部員は監査等委員以外の者からの指揮命令を受けず、かつ、当該業務監査部員の異動については監査等委員会の同意を得ることを定め、その指示の実効性を確保する。

Ⅷ. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

昭和産業グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役および使用人等は、職務の執行に関して重大なコンプライアンス違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。昭和産業グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役および使用人等は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定や監査の実施結果を遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。

また、「昭和産業グループ 内部通報規程」により、経営に重大な影響を及ぼす可能性があると判断される案件については速やかに当社の監査等委員会に報告する体制、および通報者が通報をしたことを理由として解雇その他いかなる不利な取扱いも受けないこと等を確保する体制を整備する。

Ⅸ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換および意思の疎通を図る。経営会議等、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査等委員の出席を確保する。

監査等委員会は、会計監査人、業務監査部との綿密な情報交換および連携を図ることで、監査の実効性を確保する。

また、監査等委員に適用される役員規程類に、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に関する事項を定め、その費用等は会社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、社長直属の組織で、業務執行ラインから独立した業務監査部が、年間の監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行い、内部統制システム全般の評価および改善を実施しております。

また、財務報告に係る内部統制については、業務監査部と内部統制委員会が連携して整備・運用状況の確認を行い、内部統制の有効性を評価・検証しております。

② コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス基本方針を含む「昭和産業グループ CSR行動規範」を記載したCSRカードを当社およびグループ会社の社員に配布するとともに、各種マニュアルの作成、研修会の実施等、当社グループ全体への啓蒙活動を実施することで、法令違反の未然防止に努めております。

また、当社では、「昭和産業グループ 内部通報規程」を制定し、通報者の保護や通報処理体制を定めるとともに、組織的または個人的な法令違反行為などに関する社員などからの相談・通報窓口（ホットライン）を設置することで、当社グループ全体における不正行為などの早期発見と是正に努めております。

③ リスク管理体制

当社では、企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応するために、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク情報の収集と分析を行うとともに、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社グループ全体のリスクを包括的に管理しております。

また、当社では、緊急事態が発生した際の対応を明確にするために、危機管理規程、BCP（事業継続計画）マニュアルおよび海外危機管理マニュアル等を整備し、運用を図っております。

④ 子会社管理体制

当社では、グループ会社管理規程において、重要性に応じて各子会社から当社への事前の承認および報告事項の基準を定め、子会社の業務執行を効率的に管理する体制を整備しております。

なお、子会社における重要性の高い投資案件につきましては、当社の検討委員会にて事前審査を行い、投資の妥当性を判断しております。

⑤ 取締役の職務執行

当社では、取締役会を原則として月1回開催し、業務執行における重要な意思決定および取締役の職務執行の監督を行っております。

また、当社では、業務執行体制の強化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しておりますが、経営機能と業務執行機能の分離をより明確にすることで意思決定の迅速化を図るため、業務執行を行う取締役に執行役員を兼務させております。

⑥ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、監査等委員全員による取締役会への出席、当社および当社グループの取締役や使用人からのヒアリング、常勤の監査等委員による経営会議等の重要な会議への出席および重要な決裁書類等の閲覧を通じて、業務執行取締役の職務執行の監査・監督を行うとともに、業務監査部や会計監査人と綿密な情報交換および連携を図ることで、適正な監査の実効性を確保することに努めております。

また、当社では、監査等委員会の職務の補助を行う監査等委員会事務局を設置しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為についても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

当社グループの経営に際しては、穀物に関する幅広いノウハウや知見と豊富な経験並びに国内外の顧客や取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に構築された信頼関係等への理解が不可欠であります。これらに関する理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、提案された当社株式の取得対価が当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な判断をされるために必要な時間が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、検討に必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、更には大規模買付提案に対する当社取締役会としての当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する代替策を提示する等の必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループは、穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、これまで培ってきた製粉、油脂食品、糖質、飼料などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」という社会的使命を果たしてまいります。

当社グループは、「穀物ソリューション・カンパニー」として、長期ビジョン「SHOWA Next Stage for 2025」及び「中期経営計画20-22」の達成に向けて基本戦略を推進してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2020年6月24日開催の第119回定時株主総会のご承認に基づき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部変更の上で継続導入しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、当社は、現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありませ

ん。
本プランの有効期間は、2020年6月24日開催の第119回定時株主総会において承認が得られたため、2023年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでとなります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様が実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。

また、上記③の取組みは、以下の合理性を考慮して設計されているため、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(i) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(ii) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(iii) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、第119回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続したものであり、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(iv) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(v) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト

(<https://www.showa-sangyo.co.jp/news/pdf/200514baishuuboueisakunituite.pdf>)をご覧ください。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	12,778	6,112	75,109	△1,336	92,662
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,515	1,515			3,031
剰余金の配当			△2,135		△2,135
親会社株主に帰属する当期純利益			4,006		4,006
自己株式の取得				△8	△8
譲渡制限付株式報酬		12		32	45
連結子会社株式の取得による持分の増減		78			78
転換社債型新株予約権付社債の転換		50		127	178
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					—
当連結会計年度中の変動額合計	1,515	1,656	1,871	151	5,195
2022年3月31日残高	14,293	7,768	76,980	△1,184	97,858

(単位：百万円 単位未満切捨)

項 目	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年4月1日残高	7,211	90	7	△357	6,952	3,465	103,080
当連結会計年度中の変動額							
新株の発行					—		3,031
剰余金の配当					—		△2,135
親会社株主に帰属する当期純利益					—		4,006
自己株式の取得					—		△8
譲渡制限付株式報酬					—		45
連結子会社株式の取得による持分の増減					—		78
転換社債型新株予約権付社債の転換					—		178
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	124	127	357	277	887	△73	813
当連結会計年度中の変動額合計	124	127	357	277	887	△73	6,009
2022年3月31日残高	7,336	217	364	△80	7,839	3,392	109,089

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 26社 昭産商事(株)、敷島スターチ(株)、九州昭和産業(株)、奥本製粉(株)、木田製粉(株)、(株)内外製粉、昭和冷凍食品(株)、昭産開発(株)、(株)ショウレイ、昭和鶏卵(株)、(株)昭産ビジネスサービス、(株)スウィングベーカリー、(株)オーバン、昭産運輸(株)、グランソールベーカリー(株)、セントラル製粉(株)、ガーデンベーカリー(株)、タワーベーカリー(株)、スターベーカリー(株)、ポーソー油脂(株)、長岡油糧(株)、クミアイ油脂(株)、ムサシ油脂(株)、南日本コメ油(株)、東京油脂工業(株)、サンエイ糖化(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称 (株)ファミリーフーズ
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 6社
主要な会社の名称 鹿島サイロ(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 3社
主要な非連結子会社の名称 (株)ファミリーフーズ
持分法を適用しない関連会社の数 8社
主要な関連会社の名称 鹿島飼料(株)
(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社については親会社株主に帰属する当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、昭和冷凍食品(株)、昭和鶏卵(株)、昭産運輸(株)、(株)オーバン、セントラル製粉(株)の決算日は12月31日、昭産開発(株)の決算日は2月28日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社の木田製粉(株)、(株)内外製粉は決算日を12月31日から3月31日に変更しております。

この決算期変更により、当連結会計年度は、2021年1月1日から2022年3月31日までの15か月間を連結しております。

また、当連結会計年度より、連結子会社の(株)スウィングベーカリー、グランソールベーカリー(株)は決算日を2月28日から3月31日に変更しております。

この決算期変更により、当連結会計年度は、2021年3月1日から2022年3月31日までの13か月間を連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……………主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ取引……………時価法

(ハ) 棚卸資産

製品・商品・仕掛品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）……………定額法

その他の有形固定資産……………主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………8～50年

機械装置及び運搬具……………5～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………利用可能期間（5年）に基づく定額法

顧客関連資産……………効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、その支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金規程のある連結子会社については、支給内規に基づく期末要支給額相当額を計上しております。なお、一部の連結子会社については、役員及び執行役員の役員退職慰労金制度の廃止後、廃止までの在任期間に対応する引当金残高を、各役員及び執行役員の退職時に支給し、取崩すこととしております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

……………数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

……………一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の処理方法

①ヘッジ会計の処理方法……………外貨建予定取引に係る為替予約、通貨オプション、直物為替先渡取引(NDF)及び金利スワップは繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、通貨オプション、直物為替先渡取引(NDF)、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建予定取引、借入金、債券

③ヘッジ方針……………当社及び連結子会社は、各々の内部規程に基づき、外貨建資産、外貨建負債及び外貨建予定取引（主に輸入原料）に係る為替変動リスク並びに借入金・債券に係るキャッシュ・フロー変動リスク、借入金に係る金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

……………主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係が認められるかにより有効性を評価しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは主として食品、配合飼料の製造・販売を行っております。

このような製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を「返金負債」として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

対価については、顧客に製品を出荷した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

- (8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
繰延資産の処理方法…………… 社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより商品の販売における収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また従来、売上原価又は販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用について、顧客に支払われる対価として、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高が19,102百万円減少し、売上原価が17,758百万円減少し、販売費及び一般管理費が1,343百万円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響ありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動負債の「未払金」又は「その他」に含めて計上していた顧客に返金することが見込まれる返金負債については、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 連結損益計算書

前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「国庫補助金」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「国庫補助金」は53百万円であります。

(追加情報)

1. 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として続いており、今後も国内の感染症が収束するにはまだ時間を要するなど、不確実性が高い状況であると考えております。2023年3月期においては感染症拡大の影響が一定期間継続するものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現時点では最善の見積りであると判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 工場財団抵当に供している資産

建物及び構築物	1,629百万円
機械装置及び運搬具	1,922百万円
土地	1,767百万円
計	5,319百万円

上記に対応する債務

短期借入金	450百万円
計	450百万円

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,785百万円
投資その他の資産「その他」	10百万円
計	1,795百万円

上記に対応する債務

預り敷金返還債務	180百万円
買掛債務	117百万円
計	297百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 254,118百万円

3. 偶発債務

保証債務

(単位：百万円)

被保証者	金額	内容
大成良友食品（上海）有限公司他1件	199	取引先の銀行借入に対する保証
計	199	

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	32,969,979	1,015,441	-	33,985,420

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,015,441株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	625,888	5,336	74,620	556,604

増加数の内訳は、次のとおりであります。

1. 単元未満株式の買取による増加
2,845株
2. 役員の退任に伴う株式報酬のための譲渡制限付株式の返還
2,491株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少
14,988株
2. 第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による減少
59,632株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末	
提出会社	第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権 (2016年6月14日発行)	普通株式	1,445,085	-	1,445,085	-	(注)
合 計			1,445,085	-	1,445,085	-	

(注) 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

減少数の内訳は、次のとおりであります。

1. 第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による減少
1,075,073株
2. 第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還による新株予約権の減少
370,012株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,132百万円	35.00円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	1,003百万円	30.00円	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,003百万円	30.00円	2022年3月31日	2022年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達は主に銀行借入によっており、一時的に余資が発生した場合は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形、売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引相手ごとに債権限度額を設定して期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに対して為替予約取引及び通貨オプション取引を実施しております。

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達、社債は主に投融資に係る資金調達であります。

なお、デリバティブは取引導入時、目的・内容・取引相手・保有リスク等について、代表取締役の決裁を受けており、取引内容及び評価損益については必要に応じて、代表取締役・担当役員・担当部長に報告されております。また、市場の急変等により不測の事態が発生した場合には担当部長が直ちに担当役員に状況を報告し、判断を仰ぐ体制になっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券(※2)	18,213	18,213	—
資産計	18,213	18,213	—
(2)1年内返済予定の長期借入金(※3)	803	809	6
(3)社債	18,000	17,876	△123
(4)長期借入金	4,494	4,507	13
負債計	23,297	23,194	△103
(5)デリバティブ取引(※4)	671	671	—

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーについては、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとお

りであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	11,291

(*3) 1年内返済予定の長期借入金については、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております。

(*4) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	18,213	—	—	18,213
デリバティブ取引	—	671	—	671
資産計	18,213	671	—	18,885

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年以内返済予定の長期借入金	—	809	—	809
社債	—	17,876	—	17,876
長期借入金	—	4,507	—	4,507
負債計	—	23,194	—	23,194

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引及び通貨オプション取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、埼玉県その他の地域において、賃貸用の商業施設・オフィスビル・倉庫等（土地を含む）を有している他、兵庫県その他の地域において遊休の土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
5,564	21,712

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他については固定資産税評価額等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した価額を時価とみなしております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	製粉事業	油脂食品事業	糖質事業	飼料事業	計
顧客との契約から生じる収益	78,154	100,426	51,349	52,819	282,749
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	78,154	100,426	51,349	52,819	282,749

(単位：百万円)

	報告セグメント	
	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	2,690	285,440
その他の収益	2,195	2,195
外部顧客への売上高	4,886	287,635

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫業、不動産業、植物工場、保険代理

業、自動車等リース業、運輸業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおいては、契約資産及び契約負債に該当する事項がないため記載しておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,161円88銭
2. 1株当たり当期純利益	120円61銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
賞与引当金	114百万円
未払事業税	16百万円
棚卸資産評価損	42百万円
退職給付に係る負債	623百万円
貸倒引当金	50百万円
役員退職慰労引当金	5百万円
繰越欠損金	1,245百万円
減損損失	94百万円
その他	196百万円
繰延税金資産 小計	<u>2,389百万円</u>
評価性引当額	<u>△1,533百万円</u>
繰延税金資産 合計	<u>855百万円</u>
繰延税金負債	
為替予約時価評価	3百万円
固定資産圧縮積立金	88百万円
その他	179百万円
繰延税金負債 合計	<u>271百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>583百万円</u>

繰延税金資産	
賞与引当金	457百万円
未払事業税	41百万円
棚卸資産評価損	67百万円
退職給付に係る負債	2,175百万円
貸倒引当金	9百万円
役員退職慰労引当金	8百万円
繰越欠損金	364百万円
減損損失	404百万円
投資有価証券	480百万円
その他	1,370百万円
繰延税金資産 小計	5,382百万円
評価性引当額	△1,313百万円
繰延税金資産 合計	4,069百万円
繰延税金負債	
為替予約時価評価	92百万円
固定資産圧縮積立金	1,204百万円
投資有価証券	3,218百万円
土地評価差額	1,024百万円
無形固定資産	677百万円
その他	517百万円
繰延税金負債 合計	6,735百万円
繰延税金負債の純額	2,665百万円

2. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社1社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しており、当社は確定拠出制度を採用しております。確定給付型の制度として、企業年金基金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、その他の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	13,606百万円
勤務費用	758百万円
利息費用	26百万円
数理計算上の差異の発生額	△168百万円
退職給付の支払額	△558百万円
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>13,662百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7,449百万円
期待運用収益	220百万円
数理計算上の差異の発生額	50百万円
事業主からの拠出額	224百万円
退職給付の支払額	△386百万円
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>7,558百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,456百万円
年金資産	△7,558百万円
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>△102百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	6,206百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>6,103百万円</u>
退職給付に係る負債	6,263百万円
退職給付に係る資産	△159百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>6,103百万円</u>

④退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	758百万円
利息費用	26百万円
期待運用収益	△220百万円
数理計算上の差異の費用処理額	194百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	758百万円

⑤退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	398百万円
合 計	398百万円

⑥退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	183百万円
合 計	183百万円

⑦年金資産に関する事項

・年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	28.2%
債券	22.2%
一般勘定	28.9%
その他（注）	20.7%
合 計	100.0%

（注）その他には短期資金、オルタナティブ投資が含まれており、オルタナティブ投資は主にマルチアセット運用ファンド等への投資であります。

・長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.05%～0.33%
長期期待運用収益率	2.50%～3.00%
予想昇給率	6.14%～7.62%

(3) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	2,866百万円
退職給付費用	391百万円
退職給付の支払額	△171百万円
制度への拠出額	△99百万円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>2,986百万円</u>

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,804百万円
年金資産	△1,190百万円
	613百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,373百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>2,986百万円</u>

退職給付に係る負債	2,986百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>2,986百万円</u>

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	391百万円
----------------	--------

(4) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、138百万円であります。

3. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

事業用資産

場所	愛知県知多市
用途	生産設備
種類	建設仮勘定及び無形固定資産（その他）
金額	建設仮勘定 120百万円
	無形固定資産（その他） 111百万円
合計	231百万円

(2) 資産のグルーピングの方法

事業用資産については、管理会計上の事業を基本とし、グルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

事業計画の見直しに伴い、投資に見合う回収が不可能と判断されたためであります。

(4) 回収可能価額の算出方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことなどにより、零として評価しております。

4. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業用資産の一部に関する、PCB特別措置法、石綿障害予防規則、フロン回収・破壊法が規定する資産除去時の有害物質除去義務、並びに不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産取得からの使用見込期間を3年から50年と見積り、割引率は0.013%から2.304%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	493百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7百万円
時の経過による増加額	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	△19百万円
期末残高	482百万円

5. その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

項 目	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金
2021年4月1日残高	12,778	3,270	2,539	12,110	2,106	38,004
当事業年度中の変動額						
新株の発行	1,515	1,515				
剰余金の配当						△2,135
当期純利益						2,284
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬			12			
転換社債型新株予約権付社債の 転換			50			
その他利益剰余金の処分					△170	170
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)						
当事業年度中の変動額合計	1,515	1,515	63	—	△170	319
2022年3月31日残高	14,293	4,786	2,602	12,110	1,935	38,324

(単位：百万円 単位未満切捨)

項 目	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	△1,335	69,474	6,156	80	6,237	75,712
当事業年度中の変動額						
新株の発行		3,031			—	3,031
剰余金の配当		△2,135			—	△2,135
当期純利益		2,284			—	2,284
自己株式の取得	△8	△8			—	△8
譲渡制限付株式報酬	32	45			—	45
転換社債型新株予約権付社債の 転換	127	178			—	178
その他利益剰余金の処分		—			—	—
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)		—	200	128	329	329
当事業年度中の変動額合計	151	3,394	200	128	329	3,724
2022年3月31日残高	△1,183	72,869	6,357	209	6,566	79,436

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……………主として移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準…時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品・仕掛品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）……………定額法

その他の有形固定資産……………主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

5. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、その支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の処理方法……………外貨建予定取引に係る為替予約、通貨オプション、直物為替先渡取引(NDF)及び金利スワップは繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については特例処理を採用しております。
7. 繰延資産の処理方法……………社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。
8. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は主として食品、配合飼料等の製造・販売を行っております。

このような製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を「返金負債」として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

対価については、顧客に製品を出荷した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより商品の販売における収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。さらに、買戻し契約に該当する有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。加えて買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。また従来、売上原価又は販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用について、顧客に支払われる対価として、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高が2,302万円減少し、売上原価が1,251百万円減少し、販売費及び一般管理費が1,050百万円減少しております。営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動負債の「未払金」又は「その他」に含めて計上していた顧客に返金することが見込まれる返金負債については、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

す。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

1. 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

当社は、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として続いており、今後も国内の感染症が収束するにはまだ時間を要するなど、不確実性が高い状況であると考えております。2023年3月期においては感染症拡大の影響が一定期間継続するものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現時点では最善の見積りであると判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 171,135百万円

2. 偶発債務

保証債務

(単位：百万円)

被保証者	金額	内容
(株)昭産ビジネスサービス	4,490	関係会社の銀行等借入に対する保証
昭産商事(株)他 8件	2,837	関係会社の銀行借入等に対する保証
大成良友食品 (上海) 有限公司	148	取引先の銀行借入に対する保証
計	7,476	

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 10,892百万円
関係会社に対する長期金銭債権 -百万円
関係会社に対する短期金銭債務 4,738百万円
関係会社に対する長期金銭債務 373百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 31,126百万円
仕入高 20,000百万円
営業取引以外の取引 4,137百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式 (株)	621,084	5,336	74,620	551,800

増加数の内訳は、次のとおりであります。

1. 単元未満株式の買取による増加 2,845株
2. 役員の退任に伴う株式報酬のための譲渡制限付株式の返還 2,491株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 14,988株
2. 第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による減少 59,632株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
賞与引当金	297百万円
未払事業税	5百万円
棚卸資産評価損	46百万円
貸倒引当金	14百万円
債務保証損失引当金	877百万円
退職給付引当金	1,650百万円
投資有価証券	1,524百万円
減損損失	232百万円
その他	848百万円
繰延税金資産 小計	5,497百万円
評価性引当額	△2,726百万円
繰延税金資産 合計	2,771百万円
繰延税金負債	
為替予約時価評価	92百万円
固定資産圧縮積立金	845百万円
投資有価証券	2,532百万円
その他	79百万円
繰延税金負債 合計	3,550百万円
繰延税金負債の純額	779百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	勘定科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	昭産商事(株)	(所有) 直接 96.48	有	当社製品の販売	小麦粉、油脂、油粕、食品、配合飼料等の販売 注1.	26,280	売掛金	5,171
子会社	敷島スターチ(株)	(所有) 直接 100.0	有	同社製品の購入	コーンスターチ、糖化製品等の購入 注2.	12,127	買掛金	2,521
子会社	(株)昭産ビジネスサービス	(所有) 直接 100.0	有	関係会社への経営コンサルタント並びに融資及び投資業の委託	グループファイナンス 注3.	—	関係会社預け金	4,500
					債務保証 注4.	4,490	債務保証	4,490

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 注1. 製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- 注2. 製品の購入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- 注3. グループファイナンスについては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
また、反復取引のため取引金額の記載を省略しております。
- 注4. 金融機関借入につき、債務保証を行ったものであります。
上記の取引については、共同事業に伴う債務保証のため、保証料を受け取っておりません。

2. 役員

属性	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	勘定科目	期末残高(百万円)
役員	新妻 一彦	(被所有) 直接 0.2%	当社 代表取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 注1.注2.	10	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 注1. 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分については、第116回定時株主総会において承認された方針に基づき、2021年6月25日開催の取締役会において決定しております。
- 注2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「9. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,375円94銭
2. 1株当たり当期純利益	68円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業用資産の一部に関する、PCB特別措置法、石綿障害予防規則、フロン回収・破壊法が規定する資産除去時の有害物質除去義務、並びに不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産取得からの使用見込期間を3年から50年と見積り、割引率は0.013%から2.304%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	165百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
時の経過による増加額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△15百万円
期末残高	152百万円

2. その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。